

大垣市税条例等の一部改正について

平成30年度税制改正に係る地方税法の一部改正に伴い、大垣市税条例等の一部改正を行うもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に、個人市民税の非課税範囲や基礎控除の見直しなど、所要の改正を行うもの。

① 個人市民税の非課税の範囲の見直し

【第17条第1項、第17条第3項、附則第4条の4】

- 1) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人市民税の非課税措置に係る前年の合計所得金額を現行の「125万円以下」から「135万円以下」に10万円引き上げる。
- 2) 個人市民税の均等割に係る前年の合計所得金額の非課税基準を10万円引き上げる。

人数	前年の合計所得金額の非課税基準	
	現 行	改正後
1	32万円以下	42万円以下
2	82万9,000円以下	92万9,000円以下
3	114万9,000円以下	124万9,000円以下

※ 人数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

- 3) 個人市民税の所得割に係る前年の総所得金額等の非課税基準を10万円引き上げる。

人数	前年の総所得金額等の非課税基準	
	現 行	改正後
1	35万円以下	45万円以下
2	102万円以下	112万円以下
3	137万円以下	147万円以下

※ 人数は、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数

② 所得控除の見直し

【第26条の3】

基礎控除額について、合計所得金額2,400万円超で通減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みを設ける。

前年の合計所得金額	基礎控除額	
	現行	改正後
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下		29万円
2,450万円超 2,500万円以下		15万円
2,500万円超		—

(2) 法人市民税関係

申告手続きの電子化促進のため、環境整備を行うもの。

① 法人市民税の申告納付の見直し

【第32条の11】

資本金1億円超の普通法人等に対して、法人市民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、電子申告（eLTAX）により提出しなければならないこととする。

(3) 市たばこ税関係

高齢化の進行による社会保障関係費の増加等を踏まえ、市たばこ税の税率の見直しなど、所要の改正を行うもの。

① 加熱式たばこの課税方式の見直し

【第74条、第75条の2、第76条】

喫煙用の製造たばこの区分として、加熱により蒸気となるグリセリン等を充填した「加熱式たばこ」を創設するとともに、紙巻たばこの本数への換算方法を「重量」から「重量及び価格」へ変更する。

なお、換算方法の変更については、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。

	現行の換算方法	改正後の換算方法
現 行	現行の換算本数×1.0	—
平成30年10月1日～	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2
平成31年10月1日～	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4
平成32年10月1日～	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6
平成33年10月1日～	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8
平成34年10月1日～	—	新換算本数×1.0

② 税率の引き上げ

【第77条】

紙巻たばこの税率を、1,000本につき5,262円から6,552円に、平成30年10月1日から3段階で引き上げる。
(円/1,000本)

	地方税				国 税
	市たばこ税		県たばこ税		国たばこ税 (たばこ特別税含む)
	一般品	旧3級品	一般品	旧3級品	
現 行	5,262	4,000	860	656	6,122
平成30年10月1日～	5,692	変更なし	930	860	6,622
平成31年10月1日～	変更なし	5,692	変更なし	930	変更なし
平成32年10月1日～	6,122	6,122	1,000	1,000	7,122
平成33年10月1日～	6,552	6,552	1,070	1,070	7,622

※ 一般品については、1本当たり3円(1箱当たり60円)の引き上げとなる。

2 施行期日

項 目	施行期日
個人市民税関係	平成33年 1月1日
法人市民税関係	平成32年 4月1日
市たばこ税関係	平成30年10月1日